

外国通貨又は旅行小切手の売買に関する報告書

(年 月分)

財 務 大 臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____
 報 告 者：
 名 称 及 び
 代表者の氏名 _____
 報告者の区分 (該当分に○)
 1. 公的 2. 銀行 3. その他 _____
 所 在 地 _____
 責任者記名押印
 又 は 署 名 _____
 担当者の氏名 (電話番号) _____

(単位：千米ドル)

売 却			買 入 れ		
件数	うち 200 万円 相当額を超える 取引件数	金額	件数	うち 200 万円 相当額を超える 取引件数	金額

- (記入要領)
- 西暦により記入すること。
 - 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
 - 銀行等を相手方として行った外国通貨又は旅行小切手の売却又は買入れ (居住者外貨預金勘定からの払出し又は同勘定への受入れを含む。以下同じ。)に係る計数については除くこと。
 - 「売却」欄には、外国通貨又は旅行小切手の売却件数、うち200万円相当額を超える取引件数及び売却金額を記入すること。
 - 「買入れ」欄には、外国通貨又は旅行小切手の買入れ件数、うち200万円相当額を超える取引件数及び買入れ金額を記入すること。
 - 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。なお、「うち200万円相当額を超える取引件数」欄の「200万円相当額」を算定するに当たっては、本省令第35条第2号の規定にかかわらず、外国通貨又は旅行小切手の売却又は買入れが行われた日における実勢外国為替相場を用いても差し支えない。

「外国通貨又は旅行小切手の売買に関する報告書」の記載要領

1. 報告を要する者

- (1) 銀行等（注1）のうち、承認銀行等（注2）である者（承認銀行等でない銀行等は、下記（2）に該当する場合に報告を要する。）

（注1）**銀行等**とは、外為令第6条の2第1項に規定する以下の者をいう（以下同じ）。

- 1) 銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会。
- 2) 事業として貯金又は定期積金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業共同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会。
- 3) 農林中央金庫、商工組合中央金庫、日本銀行、国際協力銀行、日本政策投資銀行。

（注2）**承認銀行等**とは、特別国際金融取引勘定承認金融機関（外為法第21条第3項の規定により同項に規定する特別国際金融取引勘定（いわゆるオフショア勘定）を設けることについて財務大臣の承認を得た金融機関のうち、銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫及び商工組合中央金庫をいう。

- (2) 本邦において両替業務（注）を行う者のうち、次のイ、ロいずれかに該当する者（本項に該当する者は、上記（1）に該当しない銀行等のほか、両替専門業、ホテル業、旅行業、小売業など）。

（注）**両替業務**とは、外為法第22条の3に規定する「業として外国通貨又は旅行小切手の売買を行うこと」をいう。

- イ. 外為令第18条の7第2項第2号ニに規定する外国通貨又は旅行小切手（以下「外貨等」という。）（注1）の月中の売買合計額が、100万円相当額（注2）を超える者。この場合は、100万円相当額を超えた月ではなく、その翌月分の実績について報告すること。

（注1）**外国通貨**とは、海外の銀行券や硬貨等をいう。また、**旅行小切手**とは「トラベラーズチェック」（円建てを含む）をいい、銀行小切手や為替手形、約束手形等は含まれない。

（注2）**100万円相当額**の算出方法は、取引の相手方にかかわらず（銀行等を取引相手方とする売買を含む）、外貨等の売却額と買入れ額を合算した金額（外貨預金勘定の入出金は「売買」に該当しない）であり、下記8.で報告対象としている「売却額」と「買入れ額」とは基準が異なるので注意すること。また、複数の店舗を保有する法人の場合は、店舗毎ではなく全店舗の合計額で判断すること。

- ロ. 外国為替令第18条の7第2項第3号の規定により財務大臣が指定した者。

（参考）毎月の売買額が100万円前後の者は、あらかじめ財務大臣に申請し、当該指定を受けることができます。これにより、100万円を超えるか否かにかかわらず毎月報告することが可能となるため、報告の可否をその都度確認する作業が省略できます。本手続きに関する照会は、報告者から財務省（国際局調査課外国為替室）03-3581-4111（代表）に直接行ってください。

2. 報告の根拠となる法令条文

- (1) 報告省令第14条第1項第5号（上記1.（1）に該当する者）
- (2) 報告省令第18条第1項（上記1.（2）イに該当する者）
- (3) 報告省令第18条第2項（上記1.（2）ロに該当する者）

3. 報告書の提出先と照会先

(1) 提出先

東京都中央区日本橋本石町2-1-1 日本銀行国際局国際収支統計担当 60番窓口

(郵送の場合の宛先: 〒103-8660 日本橋郵便局私書箱30号 日本銀行国際局国際収支統計担当)

(2) 本報告書に関する照会先: 国際収支統計担当 (旅行収支) 03-3277-2930

4. 報告書に計上する期間

毎月中 (1日～月末日)

5. 報告書の提出期限

翌月15日 (休日の場合はその前営業日)。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1部

(注) 複数の両替店舗を有する法人の場合は、全店舗分の合計額を記入すること (店舗毎の金額等は不要)。

7. 報告書に記載する金額単位と使用する換算レート

(1) 金額単位: 千米ドル (単位未満四捨五入)

(2) 米ドル以外の通貨を米ドルに換算する場合のレート: 取引を行った日において、報告省令第35条第2号の規定により、「財務大臣が定めるところに従い、日本銀行において公示する相場」(いわゆる「報告省令レート」。毎月更新)。なお、本報告書中「うち200万円相当額を超える取引件数」欄の「200万円相当額」を算定するに当たっては、「報告省令レート」又は売買当日の「実勢外国為替相場」のどちらを用いて換算しても差し支えない。

8. 報告対象となる取引等の内容

(1) 本邦にいる者 (外国人旅行者等の非居住者を含む) との間で行った、外貨等の売買 (いわゆる「両替」であり、本邦通貨と外貨等との交換のほか、外貨等と外貨等との交換も含まれる) を記入すること。ただし、取引の相手方が銀行等の場合は記載対象外となる。

< 報告対象となるか否か紛らわしい事例 >

全報告者共通の事例	報告の要否	参考
店頭客が非居住者である場合。	○	本邦にいる者であれば居住性は関係ない。
顧客の売買目的が旅行以外である場合。	○	旅行目的以外の取引も報告対象となる。
円貨を対価として、円建て旅行小切手 (トラベラーズチェック) を売買した。	○	旅行小切手は、通貨の種類に関係なく報告対象となる。
販売用の外貨等を、本邦にある銀行等から購入した、又は顧客から購入した外貨等を、本邦にある銀行等に売却した。	×	銀行等を相手方として行う売買は全て対象外。
販売用の外貨等を、海外にある金融機関等から購入した、又は顧客から購入した外貨等を、海外にある金融機関等に売却した。	×	海外にいる者を相手方として行う売買は全て対象外。

- (2) 報告者が銀行等の場合は、上記(1)のほか、預金者(居住者)が引出した外貨等や、同勘定へ入金した外貨等の金額も報告対象となるので記入すること。ただし、預金者が銀行等である場合は記載対象外。

＜報告対象となるか否か紛らわしい事例＞

報告者が銀行等の場合の事例	報告の要否	参考
預金者(銀行等以外の居住者)が外貨預金勘定から外貨等のままで引出した、又は同勘定に外貨等のままで入金した。	○	預金者が銀行等でない場合は、売買と同様に報告対象となる。なお、預金者が銀行等の場合は報告対象外。
預金者(非居住者)が外貨預金勘定から外貨等のままで引出した、又は同勘定に外貨等のままで入金した。	×	非居住者預金勘定は全て報告対象外。
円預金勘定と外貨預金勘定を振替えた。	×	外貨(現金)が介在しないため報告対象外。
預金者が、満期を迎えた外貨預金を円貨に換算して払い戻した。	×	外貨(現金)が介在しないため報告対象外。

9. 記入の方法と留意点

(1) 「報告年月日」欄

西暦とすること。日付は日本銀行に提出する日(郵送の場合は発送日)とすること。

(2) 「報告者の区分」欄

イ. 1～3の番号部分を○で囲むこと。

ロ. 「1. 公的」とは、報告者が国民経済計算体系(SNA)の中央政府、地方政府、社会保障基金及び公的金融法人である場合に該当。

ハ. 上記ロ.の公的金融法人でない銀行等は、「2. 銀行」に該当。

(3) 「責任者記名押印又は署名」欄

イ. 報告の提出について授権された責任者(報告者の内部規定に基づき選定)が記名押印又は署名すること。なお、責任者の選定にあたり部長等の肩書きの有無は問わない。

ロ. 使用する印鑑は報告者の内部規定に基づき決定すること。

ハ. 署名(自署)した場合は押印不要。

(4) 「担当者の氏名(電話番号)」欄

イ. 担当者は、当該報告書の照会に対応できる者(複数でも可)を記入すること。

ロ. 電話番号は、できるだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。

(5) 「件数」欄

イ. 「件数」欄には、200万円相当額超の売買を含めた総売買件数(外貨等による居住者外貨預金勘定の入出金を含む)を記入すること。また、件数は、1回の売買を1件と数えること(外国通貨と旅行小切手を1回にまとめて売買した場合は1件とする)。ただし、次の取引は件数に含めないこと。

(イ)銀行等を取引相手方とする売買。

(ロ)海外にいる取引相手方(金融機関等)との売買。

- ロ. 200万円相当額超（200万円丁度は含まない）の売買件数は、「うち200万円相当額を超える取引件数」欄に記入すること。この場合、200万円を超えるか否かの算定は、「報告省令レート」（上記7.（2）参照）、又は売買当日の「実勢外国為替相場」（注）のどちらを用いて換算しても差し支えない。

（注）具体的には、外貨と円貨を売買した場合は、当該円貨が200万円を超えるか否かで判断すればよい。

（6） 「金額」欄

イ. 「売却」欄には、8.のうち、次に該当する取引金額を記入すること。

（イ）報告者が売却した外貨等。

（ロ）報告者が銀行等の場合は、居住者外貨預金勘定から払出された外貨等。

ロ. 「買入れ」欄には、8.のうち、次に該当する取引金額を記入すること。

（イ）報告者が購入した外貨等。

（ロ）報告者が銀行等の場合は、居住者外貨預金勘定へ入金された外貨等。

（7） 報告書に記載すべき事項（件数、金額）が皆無であった場合

イ. 上記（5）「件数」及び（6）「金額」に該当する報告事項が皆無の場合は、同報告欄に「該当なし」と記入のうえ提出すること。ただし、1.（2）ロ. に該当する者は、全ての報告事項が皆無の場合に限り、報告を要しない。

ロ. なお、（6）「金額」で集計した金額が、四捨五入の結果、報告単位の「1（千ドル）」に達しない場合は、「該当なし」ではなく「0」と記入のうえ報告すること。